

議 員 協 議 会

令和 8 年 7 月 14 日
委 員 会 室

1 開 会

2 協 議 事 項

(1) 議会運営委員長の報告

(2) 令和 7 年度西脇市議会基本条例検証報告書について

(3) 各委員会からの報告

- ア 文教民生常任委員会
- イ 総務産業常任委員会
- ウ 広報広聴特別委員会

(4) 各組合議会等からの報告

- ア 都市計画審議会
- イ 播磨内陸医務事業組合議会

(5) 議員研修報告

- ア 馬場議員・巽議員・長谷川議員
J I A M 研修「新人議員のための地方自治の基本」
- イ 馬場議員・長谷川議員
「自治体決算の基本と実践」

3 その他

令和8年7月14日

議員各位

議会運営委員長

令和8年6月29日議会運営委員会の概要について（報告）

去る6月29日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 9月定例会の運営等について

(1) 9月定例会の日程について

ア 日 程

- 8月24日（月）午前9時30分から 議会運営委員会
27日（木）午前9時30分から 議案説明会
31日（月）午前9時30分から 議員協議会
午前10時00分から 本会議（第1日）
（本会議終了後、資料請求調整会）
9月1日（火）正午 議案質疑通告締切
決算審査意見書に対する質疑締切
4日（金）午前10時00分から 本会議（第2日）
（本会議終了後、決算審査意見書に対する質疑応答）
（上記終了後、決算特別委員会質疑調整会）
7日（月）午前9時30分から 総務産業常任委員会
8日（火）午前9時30分から 文教民生常任委員会
9日（水）午前9時30分から 予算常任委員会
終了後 決算特別委員会
10日（木）午前9時30分から 決算特別委員会
11日（金）午前9時30分から 決算特別委員会
14日（月）委員会予備日
正午 一般質問通告締切
16日（水）正午 討論通告締切
（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）
24日（木）午前9時30分から 議員協議会
午前10時00分から 本会議（第3日）
25日（金）午前10時00分から 本会議（第4日）
28日（月）予備日
29日（火）午前9時30分から 議会運営委員会

イ 会 期

8月31日（月）から9月28日（月）までの29日間

2 議会基本条例の検証について

- ➡ 前回の議会運営委員会では出された意見を反映し、文言の統一を行うとともに、令和8年度に向け、3点の「重点改善項目」を具体的に掲げることに決定
- ➡ 本日、議会運営委員長から報告書に基づき説明

3 第114回6月定例会の反省等について

(1) 定期監査結果報告書に対する監査委員への質疑の在り方について

- 監査委員への質問が本来担当課に問うべき事業や数値の確認に終始しており、監査委員としての職務に関する内容を中心とすべきではないのか。
 - ➡ ・監査委員への質疑は、個別の事業内容を追及する場ではなく、「どのような指摘を行い、どのように適正化を図ったか」という監査の視点やプロセスを問うべきものであることを改めて確認
 - ・報告書だけでは監査委員の着眼点や指摘内容が分かりにくいことから、事前に監査委員から報告を受けるなど、より効果的な質疑につながるよう工夫し、9月の決算審査に挑む。

(2) 一般質問の在り方について

- 一般質問は単に自己の知識を披露する場ではなく、市民から寄せられた課題や要望を踏まえ、政策提案や課題解決につながる議論を行う場ではないのか。
 - ➡ 執行部の現状をなぞるだけの質問にとどめることなく、一般論に終始せず、市民目線に立った具体的な課題提起や提案を行い、将来の委員会調査や政策形成に資する質疑となるよう、また、一問一答のメリットを生かし、答弁に対してさらに一歩踏み込んだ議論を行うことが重要

□一般質問の締めくくり発言ルール□

原則として答弁をもって終了することとしつつ、暫定的に「ワンフレーズ程度の締めくくり」は認めるとの運用を継続するが、これが冗長な総括や自己主張の場にならないよう、各議員が自律的に取り組む。

(3) 議場における発言の規律について

- 市長からの特定の議員名を挙げた個人的な謝辞や政務活動費の運用に関する言及
 - ➡ 理事者は、質問事項に対し、簡潔かつ的確に答弁すべきであり、質問外の発言や議会運営に関する事項への言及については慎重に行っていただくよう、議長から市長へ伝える。

4 その他

(1) 夏季休業期間中の会議室の開放について

昨年度に引き続き、議会基本条例第20条の「議場等の開放」の一環として、夏季休業期間中の学生等に対し、自主学習スペースとして会議室開放を実施する（開始スタートは、7月13日（月）から）。

(2) 議員研修について

今年度のテーマは、下記の2点に決定。今後、日程・講師等を調整

ア スマートふくしラボ

イ 消滅可能性自治体が求められる政策とは

(3) 議会報告会のテーマ再検討について

新たなテーマ：「議員定数・学校や公共交通の未来」

※ なお、テーマに対する課題が各地域によって異なるため、内容については、各班で協議すること。

令和7年度 西脇市議会基本条例検証報告書

◆評価点数からみる分析と考察

1 全体評価

今回の全体平均は、集計表上で4.13点前後である。前回値の平均は4.01点前後であり、比較すると約+0.12ポイントの改善となっている。

したがって、全体としては悪化ではなく、むしろ微増・改善傾向といえるが、前年から評価者の4人が交代しており、それらは1年目で半年間の評価をしているということもあり、比較的高めの評価だった、あるいは空白になっているということが影響しているのかもしれない。また平均値だけを見ると実態を見誤る。評価の中身を見ると、かなり高評価の項目と、低評価の項目が明確に分かれている。

2 高評価だった分野

特に評価が高かったのは、定型化・制度化された取組である。

西脇市議会では、情報公開、広報、政務活動費の透明性、定例的な議会改革の検証といった仕組みはかなり定着している。これは議会基本条例の運用として大きな強みといえる。特に、インターネット配信、議会だより、議会報告会、政務活動費の公開などは、市民に対する「見える議会」の基盤として評価できる。

3 低評価・課題が大きい分野

専門的知見の活用や、公聴会、議決事件の拡大など、評価が低いというより実施できていないものには当然「1」が付く。制度は条例上存在しているが、実際には活用場面がなかった、あるいは活用する議会文化が形成されていないと見るべきである。特に、参考人制度、公聴会制度、学識経験者の活用などは、地方議会では「制度はあるが使われにくい」典型的な分野である。ここは、今後の政策審査や重要案件の際に、どのような条件なら活用できるのかを整理する必要があるように思える。

4 前回から改善した主な項目（評価者が違うのであくまで参考程度）

改善幅を見ると、市民意見の反映、議会活動の改善、議員間討議、一問一答の充実など、まさに議会基本条例の核心部分に一定の前進が見られる。特に「議員相互間の自由な議論・合意形成」は、まだ評価は3.38と高くはないものの、前回より改善している。

5 前回から悪化した主な項目(評価者が違うのであくまでも参考程度)

注目すべきは、議長の中立公正な職務遂行・円滑な議会運営が大きく低下している点である。これは単なる点数の問題ではなく、議会運営に対する議員間の認識の差、納得感、手続の透明性に関わる可能性がある。令和7年度は二人の議長に対する評価ともいえるが、定例会反省会の文言からも分かるとおり、その双方に指摘される点があった。

また、「市民の理解が得られる議会運営」「平易な言葉での説明責任」が下がっていることから、議会内では取組が進んでいても、市民に伝わる形になっているかという点に課題があるともいえる。

◆自由記述欄からみる分析と考察

1 最も多い論点は「議員間討議・合意形成の弱さ」

各議員の個別入力シートを確認したところ、数値以上に「現状に対する危機感」や「停滞感」を示唆するコメントが散見される。

自由記述で一番目立つのは、第5条の議員間討議に関する記述である。

特に次のような趣旨が複数見られる。

- ・自分の意見の主張にとどまり、合意形成につなげていない。
- ・賛否が分かれて平行線に終わる。
- ・議員の結論が先にあり、合意形成には至っていない。
- ・修正などにつなげる議論ができていない。
- ・批判だけでなく、議会として意見を導き出す必要がある。

これは非常に重要で、つまり、議員同士が発言していないわけではない。むしろ意見は出ている。しかし、意見表明で終わっており、議論を重ねて論点を整理し、妥協点や修正案、議会としての方向性をつくるところまで届いていないという認識になる。

ここから見ると、西脇市議会の次の課題は、単なる「発言機会の確保」ではなく、討論から討議へ、討議から合意形成へ進める技術と場づくりだといえる。

令和6年度の検証においても重点課題とし、改善が図られたはずだが、まだまだ未達といえるだろう。

【令和6年度検証→令和7年度取組項目】

- ・自分の意見をしっかり持つための努力を怠らない。
会派に左右されることなく、市民目線で討議を行う。

- ・ **委員長が議論を促す采配を行うことが重要となる。**

委員長は積極的に委員の発言を聴取し、議論を深める努力をする。

- ・ **所管事務調査・事務事業評価や委員会での提言事項の進捗確認を行う。**

委員会からの提言、報告は定期的（半年スパン）に進捗確認する。

令和6年度の検証後の取組は「自由に意見を言い合える場をつくること」に重きをおいているので、次のステップとして「合意形成を図る」ことに照準を定めるべきといえる。

2 委員会活動・政策提言への物足りなさ

第4条の委員会活動についても、かなり率直な記述がある。

- ・ **事務調査に関して、現在の総務産業常任委員会では文教民生常任委員会ほど活発に進められているように思えない。**
- ・ **もっと議論が必要**
- ・ **政策等の立案は十分できていない。**
- ・ **政策立案、提言ができにくくなっている。**
- ・ **事務調査や請願審査の更なる充実が必要**
- ・ **事前調査が必要**

ここから見えるのは、委員会が議案審査の場としては機能していても、政策提言や能動的な調査機能の面では十分ではないという課題である。特に、所管事務調査や特定所管事務調査をどう政策提言につなげるかが弱い。「調査した」「話を聞いた」で終わるのではなく、そこから、委員会として何を提案するのか、何を改善要求するのかまで進める仕組みが必要なのではないか。

3 市民意見の聴取は進んでいるが、政策反映に課題

市民との関係では、議会報告会、課題懇談会、陳情・請願などを通じて、意見を聞く機会とは相当程度あると評価している。

一方で、次のような指摘もある。

- ・ **議会報告会は開催しているが、その後の取組につながっていない。**
- ・ **市民の声の反映には改善の余地がある。**
- ・ **市民側から利用を提案しやすい仕組みが必要ではないか。**
- ・ **議会報告会の開催時期に課題がある。**

ここから見ると、課題は「市民の声を聞いていない」ことではな

い。むしろ、聞いた意見をどう整理し、議会活動の改善や政策提言にどうつなげるのかが弱いということである。

これは前項 2 と同じ課題があるといえるだろう。

今後は、議会報告会や課題懇談会の後に、

- ① 出された意見
- ② 議会として対応するもの
- ③ 行政へ申し入れるもの
- ④ 今後調査するもの
- ⑤ 対応困難なもの

をきちんと整理し、市民にフィードバックする仕組みが必要である（現行はメモや簡易議事録を渡す程度）。令和 8 年度は議会と議会報告会の取組を改善し、班長会も開催する予定だが、しっかりとした仕分と対応が必要といえる。

4 市長・執行部との緊張関係、質疑・質問による行政監視機能に対する課題

第 9 条に関する自由記述では、行政監視機能について厳しい意見が見られる。

- ・ 行政の意向や顔色を過度に意識しているように見える場面がある。
- ・ 批判のみで提案や改善方法が示されていない。
- ・ 一般質問が「検討をお願いしたい」で終わっている。
- ・ 単なる確認やHPを見ればわかるような質問に終始している。
- ・ 執行部に「いつまでに」「どのように」を求めるべき。
- ・ 市長等との緊張ある関係の構築は可能なのか。

この部分は、令和 6 年度の検証時も議論したが、議会としてかなり大きな論点である。評価点自体は昨年度より改善がみられるというものの、記述を見る限り問題はまだまだ解決しているとはいえない。

単に行政を批判すればよいということではない。自由記述では、むしろ、批判だけではダメで代替案の提案や具体的な改善策や実行時期を引き出す質問・質疑が必要という問題意識が出ている。

したがって、行政監視機能の改善方向は、「厳しく言う」ことだけでなく、論点を明確にし、根拠を示し、期限や改善策を答弁として引き出すことにあるといえる。

5 自由記述から見える議会内の意識差

自由記述全体を見ると、議員間でかなり意識差がある。
大きく分けると、次の3層があるように思える。

タイプ	内 容
肯定型	おおむねできている、一定の成果があると評価
改善型	できている部分はあるが、さらに改善が必要と指摘
危機感型	議会機能、監視機能、合意形成にかなり強い問題意識

この意識差自体は悪いことではないし、個人での検証として仕方のない部分でもある。

ただし、今後必要なのは、「評価が高い人」と「評価が低い人」がいる、で終わらせないことでもある。

- ・なぜ評価が分かれるのか。
- ・どの場面を見てそう評価したのか。
- ・何をもって「できている」と判断するのか。
- ・何があれば「改善した」といえるのか。

感覚での個人差で片づけるのではなく、ここを議員間で共有する必要はあるので、議論をしておくべきといえる。

◆今後の重点改善項目

1 議員間討議を単なる「意見表明」から「合意形成」へ進める。

議員間討議（委員間討議）については、単に各委員が意見を述べるだけでなく、委員会として論点を整理し、一定の方向性や成果物につなげる運用を行う。

具体的には、委員間討議を行う際、まず各委員が自らの意見、疑問点、課題認識を述べる。その段階では直ちに批判や賛否の応酬に入るのではなく、各委員の考えを出し合うことを重視する（対話の形成）。その上で、委員長及び副委員長は、出された意見を踏まえ、論点、対立点、一致点、追加調査が必要な事項を整理する。必要に応じて休憩を活用し、整理した内容を委員会に提示した上で、修正案、附帯決議、市長等への申入れ、附帯意見等の委員長報告への記載など、具体的な成果物につなげることを目指す。

また、各委員は、議案や調査事項について十分な事前確認を行い、会派等での協議においても結論を固定化するのではなく、委員会での討議を通じて考えを深め、必要に応じて見直す姿勢を持つことが

求められる。

令和８年度は、議員間討議を「意見を言い合う場」から「議会としての意思を形成する場」へと高めるため、全委員の発言、論点整理、対立点の確認、合意形成、成果物化という手順を意識した委員会運営に取り組む。

２ 委員会の政策提言機能を強化するには

【令和８年度改善策】

委員会の政策提言機能を強化するため、令和８年度は、政策課題をどこから拾い上げ、どのように所管委員会の調査・討議に乗せ、最終的にどのような形で市長等へ提言するのかという流れを明確にする。

まず、政策提言につながる課題の起点として、①議会報告会、課題懇談会、請願・陳情等で把握した市民意見、②一般質問で明らかになった行政の統一見解や課題認識、③特定所管事務調査及び事務事業評価の結果、④各常任委員会が調査の中で把握した制度上・運用上の課題を整理する。

議会報告会については、令和８年度から班長会議の開催を予定していることから、各班で出された意見を班会議→班長会議において整理し、「議会として対応するもの」「行政へ申し入れるもの」

「所管委員会で調査するもの」「今後の検討課題とするもの」「対応困難なもの」に仕分けした上で、必要に応じて所管委員会へ引き継ぐ。また、議会報告会のテーマ設定については、広報広聴特別委員会だけで完結させるのではなく、各常任委員会の調査テーマや政策課題と連動させる。各常任委員会は、市民に意見を聞きたい事項を広報広聴特別委員会へ提案し、議会報告会で把握した市民意見を委員会審査や所管事務調査に還流させる流れを検討する。

一般質問については、議員個人の問題提起であるが、答弁の中で行政の統一見解、課題認識、今後の検討方針等が明らかになった場合には、委員会として調査する価値がある政策課題となり得る。各常任委員長は、所管に関係する一般質問について議事録等を確認し、政策提言に結びつく可能性があるものについては、委員会で調査テーマとして取り上げるかどうかを協議する（必ずしも直後に限定するものではない）。

所管事務調査及び事務事業評価については、調査報告や評価で終わらせるのではなく、「どうすれば、より良い制度・事業になるのか」「どのような改善を市に求めるのか」という視点を持ち、委員会としての政策提言につなげる。調査結果の出口としては、従来の委員長報告や調査報告に加え、必要に応じて、市長又は教育長等へ

の提言書・申入書、条例提案、条例改正、附帯決議、委員長報告への附帯意見等に結びつけることを検討する。また、提言を行った場合には、一定期間経過後に執行部から対応状況の報告を受けるなど、進捗確認を行う。

このような取組によって、委員会活動を「調査して終わる」ものから、「市民意見や議員の問題提起を政策形成と行政改善につなげる」ものへと高めていく。

3 市民に伝わる情報発信へ

【令和8年度改善策】

市民に伝わる情報発信については、単に議会情報を公開するだけでなく、市民が議会の活動内容、審査の論点、判断の理由、委員会活動の成果を理解できるよう、「見える化」から「わかる化」への転換を図る。

令和7年度の検証では、インターネット配信、議会だより、議会報告会、政務活動費の公開など、情報公開の基盤は一定程度整っていることが確認された。一方で、議会内での取組や審査の過程、議員間討議の内容、賛否の理由、委員会活動の成果が、市民に十分伝わっているとはいえない面がある。

令和8年度は、まず議案審査や委員会審査について、議案名や採決結果だけでなく、何が論点となったのか、どのような質疑が行われたのか、賛否が分かれた理由は何か、委員会としてどのような意見や附帯意見を議論したのかを、市民に分かりやすく整理して発信する方法を検討する。

また、議会報告会では、単に議案や結果を報告するだけでなく、常任委員会がどのような調査を行い、何を課題として捉え、どのような政策提言や改善要求につなげようとしているのかを、市民に分かりやすく示す。市民から「議会が普段何をしているのか分からない」と受け止められないよう、委員会活動や議会としての取組を積極的に見せる工夫を行う。

さらに、インターネット配信については、現在の配信方法が市民にとって分かりやすく、アクセスしやすいものとなっているかを検証する。YouTube等の一般的な配信媒体の活用、スマートフォンやスマートテレビでの視聴のしやすさ、検索性、画面の見やすさ、過去映像へのアクセス性などを含め、より市民が利用しやすい配信環境を検討する。ライブ中継は現行方式、録画配信はYoutubeということも考えられる。

SNSについても、現在の発信方法がどの世代に届いているのか

を確認し、必要に応じて、Instagram等の活用や、投稿内容の工夫を検討する。議会日程、審査内容、委員会活動、議会報告会の案内や結果などを、より分かりやすく、届きやすい形で発信する。

併せて、議会だよりモニターから議会モニターへの移行を促進する。これまでの議会だよりに対する意見聴取にとどまらず、本会議・委員会の傍聴又は視聴、議会だより、ホームページ、SNS、議会報告会等を含め、議会活動全体について市民の視点から意見を聴取する仕組みへ発展させる。議会モニターは、議会が発信した情報が市民にとって分かりやすいものとなっているか、議会審査や委員会活動が市民に伝わっているか、議会報告会や議会だよりが市民の関心に応えるものとなっているかを確認するための重要な仕組みである。市民の第三者的な視点を取り入れることで、議会内部では気づきにくい分かりにくさや課題を把握し、情報発信や議会運営の改善につなげる。

具体的な改善案については広報広聴特別委員会に協議を委ねる。

このような取組によって、令和8年度は、情報を公開する「見える議会」から、市民が議会活動の意味を理解できる「わかる議会」へと発展させるとともに、議会モニター制度への緩やかな移行を通じて、市民の視点を議会広報及び議会運営の改善に反映させ、市民への説明責任をより実効性あるものにしていく。

日 時：令和8年5月15日（金）

場 所：西脇市役所2階 委員会室

出席者：藤本留実、杉本佳隆、高瀬弘行、林晴信、寺北建樹

1 審議事項

議案第1号 特別指定区域の変更申出（西田地区）（諮問第3号）

本議案は、西田地区における特別指定区域の変更申出について審議したものである。

特別指定区域制度は、市街化調整区域における厳しい建築制限により、地域活力の低下などの課題が生じていることを踏まえ、地域の意向や将来像に沿った土地利用を可能とするため、兵庫県が平成14年度に創設した制度である。地域に必要な建築物について、一定の条件のもと建築規制を緩和することを目的としている。

今回の指定申出予定箇所は西田地区であり、対象となる建築物は「地縁者の小規模事業所」である。

なお、本案件については、令和8年4月1日から4月15日までの期間、区域に係る関係住民及び利害関係人を対象として縦覧が実施された。縦覧者は3名であり、意見書の提出はなかった。

【主な質疑】

(1) <委員より質疑>

前回の審議会で、開発後における想定外の騒音などについて意見があったと思うが、審議会以降改めて確認を行ったのか。

<担当課の答弁>

開発予定業者に再度確認を行っており、騒音への対策として、建物に防音材を施行すること及び作業時間について確認している。

(2) <委員より質疑>

住民説明会の際に反対意見等はあったのか。

<担当課の答弁>

反対意見はなかった。

議案第1号は、採決の結果、本議案は全員一致して原案のとおり可決以上の審査を行った。

2 報告事項

(都) 和布郷瀬線（通称：南北道路）沿道地区土地区画整理事業について

和布郷瀬線（通称：南北道路）は、都市計画決定された都市計画道路であり、延長 3,060メートル、幅員18メートルを計画している。

現在、本路線は市街地の中心部を南北に貫く都市の骨格を形成する重要な幹線道路であるが、一部区間が一方通行となっていることから、幹線道路として十分な機能を発揮できていない状況にある。

また、沿道には老朽化した木造建築物が密集し、空き家も多く見受けられることから、地震による建物倒壊や火災発生時の延焼リスクが高く、防災上の課題を抱えている。さらに、災害時の一時避難場所となる空間も十分に確保されていない状況である。

今後のスケジュールについては、令和8年度に認可申請書の作成及び土地区画整理組合設立認可申請を行い、令和9年度に組合を設立し、土地区画整理事業に着手する予定である。事業期間は、令和9年度の事業認可から約20年間を見込んでいる。

【主な質疑】

(1) <委員より質問>

宅地の先買いについて、取得する総面積はどのくらいになるのか。

<事務局の答弁>

宅地の先買いは令和6年度から開始しており、取得予定面積は約1haである。

(2) <議長より質疑>

幅員について、まちなかの幹線道路整備において、南北道路のみ幅員は18mなのか。また、自転車通行帯は歩道に含まれているのか。

<事務局の答弁>

南北道路だけでなく、東西道路も幅員18mの計画である。なお、（都）和布郷瀬線は県道であるため、整備計画について県と協議しており、現在、自転車通行帯は車道に含まれる構成となっている。

(3) <委員より質疑>

予定している完成時期はいつか。

<事務局の答弁>

令和9年度の事業認可から、20年程度かかる想定である。

(4) <委員より質疑>

南北道路沿道における施設等の整備は、道路整備と共に順次やっていくのか、道路整備の完了後に整備するのか。

<事務局の答弁>

順次取り掛りたいと考えている。

(5) <委員より質疑>

想定している20年後には道路だけでなく、事業として完成するというイメージでよいか。

<事務局の答弁>

想定する事業期間20年については工事等が完了し、組合解散まで含めての期間として考えている。

(6) <委員より質疑>

住民にとって、事業開始からどの程度の期間で「まち」ができたように感じるのか。

<事務局の答弁>

現在の計画では、事業認可後に詳細設計を行いながら、3、4年後には工事着手できるのではないかと考えている。工事着手から5、6年経過すれば、ある程度の道路や区域内の家が新しく建て替わるなどの変化が見受けられるため、10年程度で感じていただけるのではないかと考える。

以上

第 154回 播磨内陸医務事業組合議会 臨時会の報告

令和 8 年 7 月 14 日 吉 井 敏 恭

開催日時 令和 8 年 7 月 9 日（木） 午後 2 時 30 分

場 所 播磨看護専門学校 講堂

出席者 （西脇市）巽 泰、吉井敏恭
（加東市）田中幸典、高瀬俊介
（加西市）西脇 親、深田照明
（多可町）こたになおみ、杉本 真

1 諸般の報告 肥田繁樹事務局長

- (1) 令和 7 年度卒業式 令和 8 年 3 月 11 日（水）
西脇市市民交流施設オリナスホール
- (2) 令和 7 年度卒業生 35 人（昨年度 27 人）
- (3) 看護師国家試験合格率 94.3%（全国平均 88.3%、昨年度 100%）
- (4) 就職率 100% （不合格者 2 人は働きながら本年度の国家試験に臨む）
- (5) 令和 9 年度入学募集に《総合型選抜入学試験》を新設した。

播磨看護専門学校の教育理念に共感した人材を募集。エントリー期間は、
6 月 1 日～6 月 30 日。6 人の応募あり。

※【資料】令和 8 年度在校生の状況、令和 7 年度卒業生就職状況、
《総合型選抜入学試験》の募集要項を添付します。

2 同意第 2 号 監査委員の選任

管理者より、監査委員の選任について説明があり、壺井弘次氏を選任したい旨の提案があり。挙手全員で同意した。

3 議案第 3 号

令和 8 年度播磨内陸医務事業組合一般会計補正予算（第 1 号）

歳入予算の補正はなく、歳出予算において、創立 50 周年記念式典（令和 8 年 11 月 22 日（日） 加東市地域交流センター）における司会及び手話通訳・要約筆記謝礼にあてる看護学校運営事業 報償費 9 万 5 千円を増額する一方で、予備費を同額減額するとの説明あり。

質疑、討論もなく、挙手全員で原案を可決した。

※ 9 万 5 千円の内訳

- ・ 県立社高等学校放送部への司会の謝礼 1 万 5 千円
- ・ 兵庫県聴覚障害者協会及び兵庫県難聴者福祉協会への派遣謝礼 8 万円

令和8年度在校生の状況

<学年・期別>

(単位:人)

	期生	4/1現在		退学		計		うち休学中	
		うち男子		うち男子		うち男子		うち男子	
1年生	48期生	30	4			30	4		
	47期生	1				1	0		
	46期生					0	0		
	計	31	4	0	0	31	4	0	0
2年生	期生	4/1現在		退学		計		休学	
		うち男子		うち男子		うち男子		うち男子	
	47期生	19	2			19	2		
	46期生					0	0		
	45期生	1				1	0	1	
	計	20	2	0	0	20	2	1	0
3年生	期生	4/1現在		退学		計		休学	
		うち男子		うち男子		うち男子		うち男子	
	46期生	33	8			33	8		
	45期生	4	1			4	1		
	44期生	3	1			3	1		
	計	40	10	0	0	40	10	0	0
全学年	期生	4/1現在		退学		計		うち休学中	
		うち男子		うち男子		うち男子		うち男子	
	48期生	30	4	0	0	30	4	0	0
	47期生	20	2	0	0	20	2	0	0
	46期生	33	8	0	0	33	8	0	0
	45期生	5	1	0	0	5	1	1	0
	44期生	3	1	0	0	3	1	0	0
	計	91	16	0	0	91	16	1	0

<住所別>(令和8年4月1日現在)

区 分	1年生		2年生		3年生		合 計		構成比
	うち男子		うち男子		うち男子		うち男子		
西 脇 市	8	1	6		10	2	24	3	26.4%
加 西 市	4	1	6	2	7	1	17	4	18.7%
加 東 市	9		1		8	3	18	3	19.8%
多 可 町	4	1	3		2		9	1	9.9%
圏 域 内 計	25	3	16	2	27	6	68	11	74.7%
圏域内比率%	80.6%	75.0%	80.0%	100.0%	67.5%	75.0%	74.7%	78.6%	
三 木 市					7	2	7	2	7.7%
小 野 市	4		2		4		10	0	11.0%
神 戸 市							0	0	0.0%
姫 路 市			1				1	0	1.1%
三 田 市					1		1	0	1.1%
丹 波 市	1	1			1		2	1	2.2%
伊 丹 市							0	0	0.0%
加 古 川 市	1		1				2	0	2.2%
県 外							0	0	0.0%
圏 域 外 計	6	1	4	0	13	2	23	3	25.3%
圏域外比率%	19.4%	25.0%	20.0%	0.0%	32.5%	25.0%	25.3%	21.4%	
合 計	31	4	20	2	40	8	91	14	100.0%

令和 7 年度卒業生就職状況

令和 8 年 3 月 31 日現在

病 院 名		人 数 (人)	構成比 (%)	備 考 (前年度人数)
圏域内公立・公的病院		12	34.3%	13
	西脇市立西脇病院	9	25.7%	8
	市立加西病院	0	0.0%	3
	加東市民病院	2	5.7%	2
	多可赤十字病院	1	2.9%	0
圏域内その他病院		2	5.7%	4
	加茂病院	1	2.9%	1
	大山記念病院	1	2.9%	3
組合構成圏域内 計		14	40.0%	17
圏域外（北播磨医療圏）		10	28.6%	8
	北播磨総合医療センター	6	17.1%	5
	兵庫あおの病院（小野市）	1	2.9%	2
	みきやまりハビリテーション病院（三木市）	2	5.7%	0
	三木山陽病院（三木市）	1	2.9%	0
	小野病院	0	0.0%	1
北播磨医療圏内 計		24	68.6%	25
圏域外（兵庫県内）		8	22.9%	0
	姫路聖マリア病院（姫路市）	1	2.9%	0
	兵庫中央病院（三田市）	1	2.9%	0
	大塚病院（丹波市）	1	2.9%	0
	明和病院（西宮市）	2	5.7%	0
	神戸労災病院（神戸市）	2	5.7%	0
	神鋼記念病院（神戸市）	1	2.9%	0
兵庫県内 計		32	91.4%	25
県内定着率（県内計÷卒業生計）		91.4%	***	92.6%
圏域外（兵庫県外）		3	8.6%	1
	京都回生病院（京都市）	1	2.9%	0
	総合東京病院（中野区）	1	2.9%	0
	湘南美容外科新横浜院（横浜市）	1	2.9%	0
	大阪医療センター	0	0.0%	1
卒業生就職者 計		35	100.0%	26
国家試験不合格（上記病院就職）		2	合格率94.3%	合格率100.0%
就職せずに治療に専念		0	0.0%	1
就職・進学率		100%	***	96.3%
卒業生 計		35	100.0%	27

《総合型選抜入学試験》

新 設

1 募集人数 若干名

2 受験資格 次の(1)から(4)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本校の一般入学試験の受験資格を満たす者
 - (2) 本校のアドミッションポリシー（※1）を理解し、行動できる者
 - (3) 本校の令和8年8月4日（火）に実施するオープンキャンパスに参加できる者
 - (4) 本校を専願とする者
- （本校の「アドミッションポリシー」については、次ページをご覧ください。）

3 エントリー手続

- (1) 受付期間 令和8年6月1日（月）～6月30日（火）
※ 持参〔土日祝日を除く8：30～17：00〕又は簡易書留で郵送（受付期間内必着）
- (2) エントリー書類
ア エントリーシート（所定様式）
イ 志望理由書（所定様式）
ウ 受験票（所定様式）
※ 写真2枚（出願前3か月以内に撮影した上半身脱帽正面の写真を入学願書と受験票（控）に貼付）
※ 入学願書は、「正式出願許可結果」通知到着後に提出してください。
エ 受験票返送用封筒（定型郵便（長3封筒）に受験者の住所・氏名を記入し110円切手を貼付したもの）
- (3) 適正検査
ア 会場 本校
イ 日時 令和8年7月25日（土）
受付 8：30～8：50 適性検査（小論文・集団討論等）・面接 9：20～
ウ 結果発表 令和8年8月下旬 午前10時
※ 適性検査受験者には、「正式出願許可結果」を個人宛に発送します。また、同日付でホームページに掲載します。（校内に掲示はしません。また、電話での問い合わせには応じません。）

4 出願手続

- (1) 受付期間 令和8年9月1日（火）～9月11日（金）
※ 持参〔土日祝日を除く8：30～17：00〕又は簡易書留で郵送（受付期間内必着）
- (2) 出願書類
ア 入学願書（所定様式）
イ 履歴書（所定様式）
ウ 高等学校等の卒業見込みの者は、高等学校卒業見込み証明書及び高等学校調査書（ただし、高等学校調査書に卒業見込みの記載がある場合は高等学校卒業見込み証明書は不要）
エ 高等学校等を卒業した者は、高等学校卒業証明書及び高等学校調査書
※ 高等学校調査書が保存年限を経過している等により発行不可能の場合は、その証明書の添付
オ 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者は、合格証明書及び合格成績証明書
※ (2)・(3)について、婚姻等により入学願書と証明書等との氏名が異なる場合は、改姓等をしたことのわかる公的証明書の添付
カ 切手（600円分）＜合否結果通知用＞
キ 入学考査料は願書受付期間に納入し、通知書兼領収書のコピーを添付してください。
ク 住民票（令和8年4月1日以前から現在まで継続して、西脇市、加西市、加東市及び多可町内に居住している者のみ必要）＜「7必要経費（1）入学金」の根拠書類となります。

5 入学考査料 20,000円

- ※ 願書受付期間内に納入してください。
※ 指定の納入通知書（住所・氏名を記入する。）により、播磨内陸医務事業組合公金取扱金融機関へ納入してください。納入された入学考査料は返還いたしません。

6 合格発表 令和8年11月4日（水） 午前10時

- ※合否結果はホームページに掲載します。また、同日付けで個人宛に発送します。
（校内に掲示はしません。また、電話での問い合わせには応じません。）

（次ページをご覧ください。）

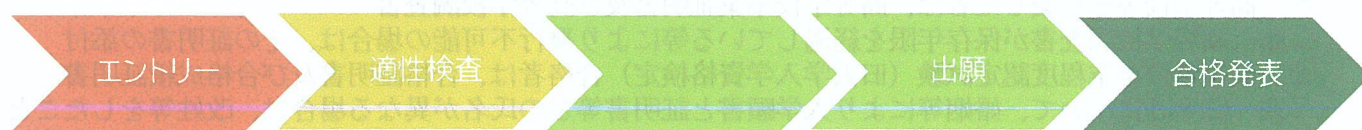
7 必要経費

- (1) 入 学 金 150,000 円 (西脇市、加西市、加東市及び多可町内に居住している者)
230,000 円 (上記以外に居住している者)
- (2) 授 業 料 (年額) 276,000 円
- (3) 教育充実費 (年額) 60,000 円
- (4) 教科書・教科書用タブレット・実習衣・行事・見学等の実費は、その都度徴収します。

播磨看護専門学校アドミッションポリシー (※1)

- 1 あいさつをきちんとする[感謝の心]
すべてのことに敬意と感謝をささげる。他のものに対すると同時に自分自身にも感謝する。
- 2 いい加減にしない[忍耐と努力]
最後まできちんと基本を忠実に果たし、型と心の継承に心がける。
- 3 嘘をつかない[善行]
虚言は不善である。話し、考え、為そうとするときそれが真実であるかどうかを十分に照合する。
- 4 えん(縁)を大事する[交流]
すべての人や物との出会いは宿縁でもあり、「別離」も含めて、心と心のふれあいによる内面の変革をもたらす。
- 5 思いやりの心をもつ[利他の心]
相互に思いやる心を大切にする。
- 6 地域医療に貢献する意思がある
地域の現状を理解し、愛着をもって行動しようという思いをもつ。

総合選抜型入試の流れ



6/1(月)～ 6/30(火)	7/25(土)	8/4(火)	9/1(火)～ 9/11(金)	11/4(水)
・エントリーシート ・志望理由書 ・受験票	・小論文 ・集団討論 又は プレゼン面接	オープンキャンパス	・入学願書 ・履歴書 ・卒業見込み証明書 ・調査書	合格発表

令和 8 年度 市町村議会議員研修（3 日間コース） 「新人議員のための地方自治の基本」 研修報告書

研修期間	令和 8 年 5 月 11 日～5 月 13 日
会 場	全国市町村国際文化研修所（JIAM）
受 講 者	長谷川 智春 馬場 智大 巽 泰

目次

- 1 地方自治制度の基本について
- 2 地方議会制度について
- 3 地方議会と自治体財政
- 4 条例と政策の審査・立案
- 5 条例演習（意見交換・発表・まとめ）
- 6 これからの地方議員に期待されていること
- 7 研修全体を通じて（所感）

1 地方自治制度の基本について

日時：令和 8 年 5 月 11 日 13:00～15:35

講師：同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 野田 遊 氏

（１）地方自治の基本理念

地方自治は、日本国憲法に定められた「地方自治の本旨」に基づいて運営されている。その本旨は、「住民自治」と「団体自治」の二つの原則によって構成されている。住民自治とは、地域の住民が自らの意思に基づいて地域の課題解決や行政運営に参加する考え方であり、地方議会や首長の直接選挙制度もその具体的な仕組みである。一方、団体自治とは、地方公共団体が国から独立した行政主体として、自らの責任と判断に基づいて行政運営を行う考え方を指す。

地方自治制度は、住民に最も身近な行政を実現するための仕組みであり、地域ごとの実情や特性を反映した政策を展開することができる点に大きな意義がある。地方議員には、住民自治の担い手として住民意思を政策へ反映させる役割が求められている。

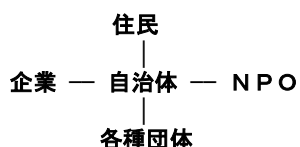
原則	内容
住民自治	住民が地域運営に参加し意思決定を行う
団体自治	地方公共団体が自主的に行政運営を行う
地方議会	住民意思を行政へ反映する機関
首長	行政執行の責任者

（２）公共性とガバナンス

従来は行政が中心となって公共サービスを提供する考え方が主流であった。しかし人口減少や地域課題の複雑化により、行政だけで全ての課題を解決することは困難になっている。そのため近年は、住民、自治会、企業、NPO、大学など多様な主体が連携して課題解決に取り組む「ガバナンス」の考え方が重視されている。

講義では、「公」とは行政だけを意味するものではなく、多様な主体が参加する公共空間そのものであるとの説明があった。地方議会には、それぞれの主体の意見を集約し、政策形成へつなげる役割が求められている。

ガバナンスのイメージ



（３）政策形成過程と問題設定

政策形成は、課題発見から評価までの一連の流れによって進められる。住民から寄せられる要望や苦情は、あくまで現象であり、その背景にある原因や構造を把握することが重要である。講義では、政策の成否は「問題設定」によって大きく左右されることが強調された。

地方議員には、目の前の現象だけでなく、その背景にある本質的な課題を見極める視点が求められる。これは一般質問や委員会審査においても重要であり、個別要望を地域全体の課題として整理する力が必要である。

政策形成サイクル

問題発見 → 課題設定 → 政策立案 → 意思決定 → 実施 → 評価 → 改善

（４）政策評価とロジックモデル

政策は実施すること自体が目的ではなく、住民生活の改善につながる成果を生み出すことが重要である。そのため、政策実施後には適切な評価を行い、改善へつなげる必要がある。

講義では、政策評価の考え方として「ロジックモデル」が紹介された。ロジックモデルでは、投入資源、活動、事業成果、住民への効果、社会的影響という流れで政策を整理する。例えば子育て支援施策であれば、相談件数や事業実施回数だけでなく、子育て世帯の満足度向上や定住促進などの成果まで検証することが重要である。

ロジックモデル

インプット
(予算・人員) → アクティビティ
(事業実施) → アウトプット
(事業成果) → アウトカム
(住民への効果) → インパクト
(社会的影響)

（５）地方分権改革と国・地方の関係

2000年に施行された地方分権一括法は、日本の地方自治制度における大きな転換点となった。それまで存在していた機関委任事務制度が廃止され、国と地方公共団体は「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと改められた。

しかし実際には、補助金制度や各種通知、法令による規制などを通じて国の影響力は依然として大きい。また、日本の地方自治は国と地方が一体となって行政事務を担う「融合型」の性格を持っており、自治体が完全に自由に行政サービスを取捨選択できるわけではない。地方議員には、自治体の裁量がどこまで認められているのかを理解し、国・県との役割分担を踏まえた政策提案を行うことが求められる。

改革前	改革後
上下・主従関係	対等・協力関係
機関委任事務	自治事務・法定受託事務
国の指揮監督	地方の裁量拡大

（６）地方財政の現状と課題

地方自治体の財政運営は、地方税、地方交付税、国庫支出金などを財源として行われている。近年は少子高齢化の進展により、医療、介護、福祉などに係る民生費が増加しており、多くの自治体で財政負担が増大している。また、人口減少による税収減少や公共施設の老朽化対策も大きな課題となっている。自治体が持続可能な行政運営を行うためには、行政の効率化、公共施設の適正配置、広域連携、DXの推進などが重要である。限られた財源の中で住民サービスを維持するため、議会にも中長期的な財政視点が求められる。

地方財政を取り巻く環境

人口減少 → 税収減少 → 財政制約 → 一方 → 高齢化 → 社会保障費増加 → 支出増加

（７）自治体組織と行政運営

地方自治体は首長を頂点とする執行機関によって運営されている。行政組織は総務、福祉、教育、産業、建設など多様な部門から構成され、それぞれが専門的な行政サービスを提供している。

近年は複雑化する地域課題に対応するため、組織横断的な連携や専門人材の確保が重要となっている。議会が適切な監視や政策提案を行うためには、行政組織の構造や役割を理解することが必要である。

（８）広域連携の意義と課題

人口減少社会においては、一自治体だけで全ての行政サービスを維持することが難しくなっている。そのため、消防、ごみ処理、医療、公共交通、観光振興などの分野で広域連携が進められている。

広域連携は効率化や専門性向上につながる一方、住民との距離が遠くなり意思決定が複雑化するという課題も抱えている。重要なのは、地域課題に応じて適切な連携手法を選択することであり、単に広域化すれば良いというものではない。

（９）地方議会の役割

地方議会には、議決機能、監視機能、政策形成機能という三つの重要な役割がある。従来は行政監視機能が重視される傾向にあったが、近年は地域課題が複雑化していることから、議会自らが政策を提案する政策形成機能への期待が高まっている。

また、議会には住民の多様な意見を集約し、行政へ反映する役割もある。議会改革や議会基本条例の制定が進む背景には、議会機能の強化を求める社会的要請がある。

（10）住民への広報と情報発信

地方議会や行政に対する住民理解を深めるためには、積極的な情報発信が不可欠である。講義では、人は成功事例よりも失敗事例に注目しやすい「ネガティビティ・バイアス」を持つことが紹介された。そのため行政や議会は、単に情報を公表するだけでなく、分かりやすく伝える工夫が必要である。

近年では、議会だより、ホームページ、SNS、動画配信など様々な広報手段が活用されている。地方議員には、議会での活動内容や政策判断の理由を住民へ丁寧に説明し、信頼関係を構築することが求められている。

手段	特徴
議会だより	全住民へ周知しやすい
ホームページ	情報量を確保できる
SNS	即時性が高い
動画配信	議論の雰囲気を伝えやすい

２ 地方議会制度について

日時：令和８年５月１１日 15:50～17:00

講師：全国市議会議長会 政務第一部長兼企画議事部法制主幹 本橋 謙治氏

（１）地方議会の位置付け

地方議会は、地方公共団体の意思決定機関として設置されている。住民から直接選挙で選ばれた議員によって構成され、条例の制定や予算の議決など自治体運営において重要な役割を担っている。

令和5年の地方自治法改正では、地方議会の役割や議員の職責が法律上明確化され、地方議会が住民自治の根幹を担う存在であることが改めて位置付けられた。議会は単に執行部提案を承認する場ではなく、住民意思を反映し、自治体の重要な意思決定を行う機関である。

（２）二元代表制の意義

地方自治体では、首長と議会議員の双方が住民の直接選挙によって選出される二元代表制が採用されている。首長は執行機関の代表として行政運営を担い、議会は議決機関として行政運営を監視するとともに住民意思を反映する役割を担う。

双方が独立した立場から自治体運営に関与することで、適切なチェック機能が働き、健全な自治体運営が実現される。二元代表制において重要なのは、対立そのものではなく、住民福祉の向上という共通目的のもとで適切な緊張関係を維持することである。

（３）議員定数と議員報酬

議員定数は各自治体が条例で定めることとされている。議員定数や議員報酬は、自治体の人口規模や財政状況、地域特性などを考慮して決定されるが、近年は議員のなり手不足や議会機能の維持との関係から全国的な課題となっている。

単純な削減論ではなく、議会が住民代表機関として十分に機能できるかという観点から検討することが重要である。議員報酬についても、議員活動の実態や責任の重さを踏まえた議論が必要である。

（４）議員の兼職・兼業

地方議会議員には、公正な議会運営を確保するため一定の兼職・兼業制限が設けられている。自治体との利害関係が強い職務については制限があり、利益相反を防止する趣旨がある。

一方で、近年は多様な人材が議会へ参画できる環境づくりも求められており、兼業議員のあり方についても議論が進められている。議員には、自らの職業や立場が議会活動に影響を及ぼさないよう、高い倫理観と説明責任が求められる。

（５）議会の権限

地方議会には地方自治法に基づき様々な権限が与えられている。主な権限として、条例制定権、予算議決権、決算認定権、同意権、検査権、監査請求権などがある。

これらの権限は、自治体運営における重要事項について住民意思を反映するために設けられている。特に予算や条例は自治体の政策そのものであり、議会には内容を十分に審査し、必要に応じて修正や改善を求める役割がある。

（６）監視機能と調査権

議会の重要な役割の一つが行政監視機能である。行政が適正に事務を執行しているかを確認し、必要に応じて改善を求めることで住民利益を守る役割を果たしている。

地方自治法第 100 条に基づく調査権なども議会に与えられた重要な権限である。ただし監視機能は行政批判を目的とするものではなく、行政運営の透明性や適正性を確保し、住民福祉の向上につなげることが本来の目的である。

（７）本会議と委員会

本会議は議会として最終的な意思決定を行う場である。一方、委員会は専門的な審査を行うために設置されており、実質的な議論の多くは委員会で行われる。

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会などがあり、それぞれ所管事項について調査・審査を行う。委員会活動の充実が議会機能向上に直結する重要な要素である。

（８）一般質問と議案質疑

一般質問は、市政全般に関する課題について執行機関の考えを問う制度であり、政策提言や問題提起の場として活用される。一方、議案質疑は議会に提出された議案そのものについて内容を確認し、審査を深めるために行われる。

両者は目的が異なり、一般質問は政策的議論を行う場であり、議案質疑は議決に必要な情報を確認する場である。議員には、それぞれの制度の趣旨を理解し、適切に活用することが求められる。

（９）議員の責任と留意事項

地方議会議員は住民の負託を受けた公職者であり、高い倫理観と責任感が求められる。議員活動においては、法令遵守、公平公正な判断、説明責任、守秘義務などを十分に意識する必要がある。

また、個別の要望対応だけでなく、住民全体の利益や将来世代への影響も考慮しながら判断することが重要である。議員は常に公人としての自覚を持ち、住民から信頼される行動を取ることが求められる。

（10）住民との関係と説明責任

地方議会は住民の代表機関であり、その活動は住民の理解と信頼の上に成り立っている。そのため議員には、住民との対話を通じて地域課題を把握し、その声を議会活動へ反映させることが求められる。

また、議会での発言や議決の内容について住民へ説明する責任も負っている。議会報告会や意見交換会、SNS等による情報発信を通じて、議会活動の透明性を高めることが重要である。

項目	一般質問	議案質疑
対象	市政全般	提出議案
目的	問題提起・政策提案	議案内容の確認
時期	定例会等	議案審議時

３ 地方議会と自治体財政

日時：令和８年５月１２日 ９:00～12:15

講師：全国市町村国際文化研修所（JIAM）教務部長 伊藤 哲也 氏

（１）地方議会と財政の関係

地方自治体の政策や事業は、財政的な裏付けがなければ実現することができない。予算は自治体が一年間にどのような事業を行うのかを示す行政運営の設計図であり、決算はその結果を検証するための資料である。

地方自治法上、予算案の作成権は首長にあるが、最終的に自治体の予算として成立させるかどうかは議会の議決によって決定される。議会は単に予算額の大小を見るのではなく、何のために使うのか、住民にどのような効果をもたらすのかという視点で審査することが重要である。

（２）一般財源と特定財源

自治体財政を理解するうえで最も重要な概念の一つが一般財源である。一般財源とは、自治体が用途を自由に決定できる財源であり、主に地方税や地方交付税などが該当する。これに対し、国庫支出金や県支出金などは特定財源であり、使い道が限定されている。

補助金を活用した事業は一見有利に見えるが、補助終了後の維持管理費や人件費は自治体負担となる場合が多い。100 パーセント補助であっても時限的な制度であれば、継続時には一般財源負担が発生する可能性があるため、長期的な視点で判断することが重要である。

区分	主な財源	特徴
一般財源	地方税・地方交付税等	自治体の裁量で使える
特定財源	国庫支出金・県支出金等	使途が限定される

（３）地方交付税制度

地方交付税は、自治体間の財政力格差を是正し、全国どこでも一定水準の行政サービスを提供できるようにするための制度である。地方交付税は単なる補助金ではなく、自治体の財政運営を支える重要な一般財源である。

普通交付税は、自治体が標準的な行政サービスを行うために必要な経費である基準財政需要額から、標準的に見込まれる収入である基準財政収入額を差し引いて算定される。基準財政収入額は標準的な地方税収の 75 パーセントを基礎とし、残り 25 パーセントは留保財源として自治体の努力や裁量を確保する仕組みとなっている。

普通交付税の算定イメージ

基準財政需要額 － 基準財政収入額 → 普通交付税

（４）地方債制度

地方債は自治体の借入金であり、道路、学校、公共施設など将来世代も利用する施設整備に活用される。地方債を活用することで世代間の負担を公平化できる一方、将来の返済負担が発生するため、慎重な判断が求められる。

地方債には協議団体と許可団体の区分があり、財政状況によって発行手続が異なる。また、元利償還金の一部が地方交付税に算入される、いわゆる有利な地方債もあるが、交付税措置があるから安全というわけではなく、将来的な財政負担も踏まえて判断することが重要である。

（５）歳入構造の理解

自治体財政を理解するためには、まず歳入構造を把握する必要がある。自治体の歳入は、地方税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債、その他収入によって構成されている。

議員は自主財源比率や地方交付税依存度を確認し、自治体の財政的な自立度を把握する必要がある。人口減少が進む中で税収の伸びが期待しにくい状況にあり、安定した財源確保が大きな課題となっている。

（６）歳出構造の理解

歳出では、何にどれだけの予算が使われているかを確認することが重要である。歳出分析では、民生費、教育費、土木費などの目的別分類だけでなく、人件費、扶助費、公債費、投資的経費などの性質別分類で見ることが重要である。

特に人件費、扶助費、公債費は義務的経費と呼ばれ、自治体の裁量で削減することが難しい。高齢化の進展に伴い扶助費は増加傾向にあり、今後の財政運営に大きな影響を与えることが予想される。

（７）財政分析の手法

財政状況を正しく把握するためには、決算カードや財政状況資料集を活用することが重要である。単年度の黒字・赤字だけを見るのではなく、財政力、財政の硬直性、将来負担などを総合的に確認する必要がある。

代表的な指標として、財政力指数、経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などがある。数値だけを見るのではなく、経年変化や類似団体との比較を行うことによって自治体財政の実態を把握することが必要である。

指標	見るポイント
財政力指数	財政基盤の強さ
経常収支比率	財政の硬直化状況
実質公債費比率	借入金返済負担
将来負担比率	将来世代への負担

（８）財政健全化判断比率

地方公共団体財政健全化法に基づき、自治体には財政健全化判断比率が設定されている。主な指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率がある。

これらの指標が一定基準を超えると、財政健全化計画の策定などが必要となる。議会としても毎年度の決算審査等を通じて状況を確認し、早い段階で財政悪化の兆候を把握することが重要である。

（９）決算カードと財政状況資料集

決算カードは自治体財政を簡潔に把握するための資料であり、議員が最初に確認すべき資料の一つである。また、財政状況資料集では類似団体との比較が可能であり、自治体の特徴や課題を客観的に把握することができる。

講義では、単年度の数字を見るだけでなく、複数年にわたる推移を確認することの重要性が強調された。予算・決算審査においては、こうした資料を活用し、数字の背景にある政策判断や財政構造を読み解くことが求められる。

（10）予算・決算審査における議会の役割

予算・決算審査は地方議会に与えられた最も重要な権限の一つである。議会は、事業の必要性、費用対効果、財源の妥当性、将来負担、住民福祉への効果などを総合的に判断する必要がある。

財政は自治体運営の根幹であり、議会が適切なチェック機能を果たすことで持続可能な行政運営につながる。本講義を通じて、財政を理解することは政策を理解することでもあり、地方議員にとって不可欠な知識であることを学んだ。

４ 条例と政策の審査・立案

日時：令和 8 年 5 月 12 日 13:15～14:45

講師：中央大学法学部 教授 磯崎 初仁 氏

（１）地方議会における条例立案の意義

地方議会には行政監視機能と政策形成機能という二つの重要な役割がある。従来の地方議会は、首長から提案された議案を審査する役割が中心であったが、近年は人口減少や少子高齢化など地域課題が複雑化しており、議会自らが政策を立案し、条例として制度化する役割への期待が高まっている。

条例は地方自治体における最も重要な政策手段の一つであり、地域課題に応じた独自のルールづくりが可能である。議員提案条例は住民意思を直接反映できる制度であり、議会の政策形成機能を象徴する取組として位置付けられている。

（２）条例制定の基本的な考え方

条例を制定する際には、まず地域課題を正確に把握することが必要である。条例は目的ではなく課題解決のための手段であり、なぜ条例が必要なのかを明確にしなければならない。

講義では、課題の把握、原因分析、目的設定、対象者の明確化、手段の選択という流れで検討することの重要性が説明された。条例制定そのものが目的化しないよう留意する必要がある。

条例立案の流れ

地域課題の把握 → 原因分析 → 政策立案 → 条例化の検討 → 施行・運用

（３）政策形成と条例の関係

公共政策とは、地域社会に存在する課題を解決するための活動方針である。政策は一般的に、政策、施策、事業という階層構造で整理される。条例はその中で制度的な枠組みを定める役割を担っている。

議会が条例を審査する際には、その条例が自治体の政策体系の中でどのような役割を果たしているかを確認することが重要である。条例は単独で存在するものではなく、政策目的を実現するための手段として位置付ける必要がある。

（４）条例の構成と実効性

条例は単に理念を掲げるだけではなく、実際に運用され成果を上げる仕組みでなければならない。条例を構成する主要要素として、目的、定義、責務、施策、罰則、附則などがある。

条例は制定することが目的ではなく、運用されて初めて意味を持つ。目的規定や責務規定が明確であっても、実施体制や財源、評価の仕組みが不十分であれば、実効性のある条例とはいえない。

項目	内容
目的	条例制定の趣旨
定義	用語の意味
責務	各主体の役割
施策	実施内容
罰則	違反時の対応
附則	施行日等

（５）法的妥当性と政策的妥当性

条例制定にあたっては、法的妥当性と政策的妥当性の両方を検討する必要がある。法的妥当性とは、憲法や法律など上位法令との整合性である。政策的妥当性とは、その条例が本当に地域課題の解決につながるのか、実効性があるのかという視点である。

議会とは、法的に可能かどうかだけでなく、住民負担の公平性、行政コスト、実効性、継続性なども含めて条例案を評価する必要がある。

（６）議会による政策形成能力の向上

今後の地方議会には政策形成能力の向上が求められる。人口減少社会においては、従来の前例踏襲型の行政運営では対応できない課題が増加している。

そのため議員には、調査研究能力、課題分析能力、政策立案能力、合意形成能力が求められる。議会が住民の信頼を得るためには、監視機能だけでなく政策形成機能を発揮していくことが重要である。

５ 条例演習（意見交換・発表・まとめ）

日時：令和８年５月１２日 １５：００～１７：１５

講師：中央大学法学部 教授 磯崎 初仁 氏

（１）グループ演習の目的

本演習では、条例制定の考え方を実践的に理解することを目的として、受講者がグループに分かれて条例案の検討を行った。条例は法令知識だけでなく、地域課題を分析し、その解決手段としてどのような制度設計を行うかが重要である。

講義で学んだ政策形成や条例立案の考え方を実際に活用しながら、課題設定から条例案の作成、発表、講師講評までを体験した。

演習の流れ

課題設定 → 条例案検討 → グループ討議 → 発表 → 講師講評

（２）演習テーマの概要

演習では、実際の自治体で課題となり得るテーマを題材として条例案の検討を行った。検討テーマは、ＳＮＳ利用に関する条例、太陽光発電設備設置条例、エンディングノート活用推進条例の三つであった。各グループは担当テーマごとに、条例制定の必要性や目的、対象者、行政の役割、実効性の確保について検討した。

テーマ	主な論点
ＳＮＳ利用に関する条例	誹謗中傷対策、情報モラル教育、学校・家庭・地域の役割
太陽光発電設備設置条例	景観保全、防災対策、住民説明、事業者責任
エンディングノート活用推進条例	終活支援、医療・介護との連携、家族支援

（３）条例案の構成検討

討議では条例の基本構成についても検討を行った。一般的な条例には、目的、定義、基本理念、責務、施策、附則などが規定される。特に目的規定は条例全体の方向性を示す重要な部分であり、条例制定の意義や目指す姿を明確に示す必要があることを学んだ。

（４）グループ討議の内容

各グループでは担当テーマについて活発な意見交換が行われた。ＳＮＳ利用に関する条例では、インターネット上の誹謗中傷対策や情報モラル教育、学校・家庭・地域の連携の在り方などが主な論点となった。太陽光発電設備設置条例では、再生可能エネルギー推進と景観保全・防災対策との両立、住民説明の義務化、事業者責任の明確化などについて議論が行われた。エンディングノート活用推進条例では、高齢

化が進む中での終活支援の必要性や医療・介護との連携、家族への情報共有の仕組みづくりなどについて意見交換が行われた。

（５）発表と意見交換

各グループは検討結果を発表し、条例案の目的や特徴、期待される効果について説明を行った。発表では、啓発を重視する条例、支援制度を重視する条例、規制を重視する条例など、同じテーマであっても様々なアプローチが示された。

また、他グループの発表を通じて、自分たちでは気付かなかった視点や制度設計の考え方に触れることができた。

（６）講師による講評

講師からは、条例は制定すること自体が目的ではなく、地域課題を解決するための手段であることが強調された。条例案を検討する際には、法的に可能か、政策的に妥当か、実際に運用できるかという三つの視点が重要であるとの説明があった。

理念のみを掲げる条例ではなく、実効性を伴う制度設計が求められることを学んだ。

条例審査の三つの視点

法的妥当性 → 政策的妥当性 → 実効性

６ これからの地方議員に期待されていること

日時：令和 8 年 5 月 13 日 9:25～12:00

講師：公益財団法人日本生産性本部 上席研究員 千葉 茂明 氏

（１）地方議会改革の歩み

地方分権改革の進展に伴い、地方議会に求められる役割も大きく変化してきた。従来は行政監視機能が重視されていたが、近年では政策形成機能や住民参加機能の充実が求められている。

講義では、議会基本条例の制定や議会改革の取組を通じて、全国の地方議会がどのように変化してきたのかについて説明があった。

地方議会改革の流れ

地方分権改革 → 議会基本条例 → 議会改革 → 政策形成機能強化 → 住民参加拡大

（２）議会基本条例の意義

議会基本条例は、議会の使命や議員の責務、住民との関係などを明文化したものである。全国で制定が進み、議会改革の象徴的な取組となっている。

条例制定そのものが目的ではなく、その理念を実際の議会運営へ反映することが重要である。議会基本条例は、議会が住民に対して自らの役割を示し、議会改革を継続的に進めるための基盤となる。

（３）議会改革の成果と課題

全国の地方議会では、議会報告会、意見交換会、タブレット端末導入、議会ＢＣＰ、議会評価など様々な改革が進められている。一方で、議員間討議の不足、政策形成機能の弱さ、住民への情報発信不足などの課題も指摘された。

制度を導入すること自体が目的化してしまうと、実質的な改革にはつながらない。議会改革は住民福祉の向上に結び付いて初めて意味を持つ。

（４）政策形成機能の強化

講師は、これからの地方議会には行政監視だけでなく政策形成機能が求められると説明した。地域課題の把握から調査研究、政策提案、条例化までを議会が主体的に行うことが期待されている。

政策形成のためには、現場の声を聴く力、データを読み解く力、議員間で議論する力、住民に説明する力が必要となる。

（５）住民参加と対話の重要性

地方議会は住民代表機関であり、住民との対話を通じて地域課題を把握することが重要である。議会報告会や意見交換会などを通じて住民との関係を深めることが、議会への信頼向上にもつながる。

住民参加は単なる意見聴取ではなく、住民とともに地域課題を考える機会として位置付けることが重要である。

（６）主権者教育と若者参加

若者の政治参加を促進するためには、主権者教育の充実が必要である。主権者教育とは、社会の課題を自らの問題として捉え、自ら考え、判断し、行動する力を育む教育である。

高校生議会や若者議会、模擬議会、出前講座などの取組事例が紹介され、議会としても若い世代との接点を持つことの重要性が示された。

（７）議員のなり手不足への対応

全国的に地方議員のなり手不足が課題となっている。人口減少や政治への関心低下だけでなく、活動負担や報酬の問題も背景にある。

持続可能な議会運営のためには、多様な人材が議会へ参画できる環境整備が必要である。若者や女性、働く世代が参加しやすい議会運営のあり方についても検討が求められる。

（８）議会ＤＸとＡＩ活用

近年はデジタル技術を活用した議会改革も進んでいる。タブレット端末やオンライン会議に加え、ＡＩ技術を活用した情報整理や政策立案支援などの可能性についても紹介された。

ＤＸは単なる効率化にとどまらず、議会情報の共有、住民への発信、政策形成の質の向上にもつながる可能性がある。

（９）地方議員に求められる資質

講師は、これからの地方議員には現場力、政策力、説明力、対話力が必要であると説明した。地域課題を把握し、政策として提案し、住民へ説明しながら合意形成を図ることが議員の重要な役割である。

地方議員には、住民の声を聞くだけでなく、その背景にある課題を整理し、制度や財政を踏まえた現実的な提案につなげる力が求められている。

地方議員に求められる能力

現場力



課題発見

政策力



提案

説明力



住民理解

対話力



合意形成

（１０）これからの地方議会運営

人口減少や少子高齢化が進む中、地方議会には従来以上に政策形成機能が求められている。また、住民との対話を重視しながら、地域課題を住民とともに考え、解決策を提案することが重要である。議会改革の最終的な目的は住民福祉の向上であり、その実現のために議員一人ひとりが継続的に学び続ける姿勢を持つことが必要である。

7 研修全体を通じて（所感）

議員：長谷川 智春

今回の3日間の研修では、地方自治の基本から地方議会制度、自治体財政、条例立案、そしてこれからの地方議員に期待される役割まで、地方議員として必要な基礎を体系的に学ぶことができました。議員になって間もない私にとって、一つ一つの講義が新たな気付きにつながり、自分の議員活動を振り返る貴重な機会となりました。

地方自治の基本では、地方議員は住民自治の担い手として市民の意思を行政へ反映する役割を担うことを改めて学びました。特に「公」とは行政だけではなく、自治会、企業、大学など多様な主体が参加する公共空間そのものであるという考え方が印象に残りました。地域課題が複雑化する中では行政だけで解決することは難しく、多様な主体が連携することが重要であり、その意見を集約し政策へつなげることが地方議会の役割であると理解しました。西脇市で実施されている『議会と語ろう会』も、その役割を果たす大切な取組であると感じました。

また、政策形成では『問題発見・課題設定・政策立案・意思決定・実施・評価・改善』という政策サイクルの重要性を学びました。市民から寄せられる要望に対応するだけではなく、その背景にある本質的な課題を見極める姿勢が必要であることを強く感じました。一般質問や委員会審査においても、表面的な現象ではなく原因を分析し、より良い政策提案につなげられる議員を目指したいと思います。

政策評価ではロジックモデルについて学びました。インプット、アクティビティ、アウトプット、アウトカムという流れで政策を整理し、事業を実施したという事実だけでなく、住民生活にどのような成果や効果をもたらしたのかを検証することが重要であると学びました。今後は成果という視点を持ちながら議会活動に取り組みたいと思います。

地方財政では、人口減少による税収減少や公共施設の老朽化、社会保障費の増加など、多くの自治体が抱える課題を学びました。西脇市も同様の課題を抱えており、限られた財源の中で住民サービスを維持していくためには中長期的な視点が欠かせないと感じました。また『予算は行政運営の設計図、決算は結果を検証するための資料』という言葉が特に印象に残りました。9月の決算特別委員会では、予算額だけではなく事業の必要性や費用対効果、市民への効果という視点を持って審査したいと思います。

地方議会制度では、二元代表制において重要なのは対立することではなく、住民福祉の向上という共通目的のもとで適切な緊張関係を維持することであると学びました。また、議員定数や議員のなり手不足は全国的な課題であり、持続可能な議会運営について考える必要性も感じました。西脇市議会では議会だよりなど情報発信も積極的に行われており、今後も分かりやすい広報が重要であると思います。

条例立案では、議員提案条例は住民意思を直接反映できる制度であるため、地域課題を正確に把握することが何より重要であると学びました。条例演習では『太陽光発電設備設置条例』について議論しまし

た。同じテーマでも各グループで視点が異なり、景観、防災、住民説明、再生可能エネルギー推進など様々な考え方があることを知りました。多角的な視点で議論することの重要性を実感するとともに、条例は制定することが目的ではなく、地域課題を解決するための手段であることを改めて認識しました。地方議会改革については、西脇市議会では先輩議員の皆様が長年取り組まれてきた成果として、議会基本条例、議会報告会、意見交換会、議会評価などが実施されており、改めて充実した議会運営が行われていることを実感しました。研修では議会基本条例が制定されていない自治体もあり、西脇市議会の取組は決して当たり前ではないことを知りました。これらの取組をさらに発展させ、市民の声を政策へ反映できる議会であり続けることが重要だと感じました。

これからの地方議会に最も重要なのは、市民代表機関であることを忘れず、市民との対話を重ねることであると感じました。議会報告会や意見交換会を通じて信頼関係を深め、現場の声を政策へ反映してい

きたいと思います。

最後に、今回の研修では若い議員や女性議員が多く参加されていたことが印象的でした。全国で活動する議員と交流し、それぞれの地域課題や取組を知ることができ、多くの刺激を受けました。今回たくさんの方の新人議員との出会いは、とてもいい経験になりました。

今回学んだ内容を知識として終わらせるのではなく、一般質問や委員会活動、地域での対話に生かして努力を続けたいと思います。

議員：馬場 智大

今回の3日間の研修を通じて、新人議員として地方自治の基本から議会の役割、財政、条例立案に至るまで、体系的に学ぶ貴重な機会をいただきました。

地方自治の根幹である「住民自治」と「団体自治」の考え方について学びました。

その中で、議員としての活動は、住民からの要望を行政へ届けることに加え、その背景にある本質的な課題を見極め、地域全体の課題として整理し、議論につなげていくことが求められると感じました。

また、議会制度や財政に関する講義では、二代表制における議会の役割や、一般財源・特定財源の違い、地方交付税制度など、これまで漠然と理解していた点を改めて整理することができ、条例演習では、グループ討議を通じて、条例は制定すること自体が目的ではなく地域課題を解決するための手段であることを実感いたしました。

その中でも、研修全体の趣旨とは少し異なる視点ではありますが、私が特に強い関心を持ったのは、同志社大学・野田遊先生による講義のうち、「住民への情報伝達（広報）」に関する内容でありました。私自身、公約の一つに「情報発信の仕組みづくり」を掲げており、議員協議会の中でも、「議会と語ろう会」のパンフレットの作成を提案し、試行的に取り組んでいることから、今回の講義は大きな示唆を与えてくれました。

野田先生の講義で特に印象に残ったのは、「正しい情報を出しているだけでは、住民には伝わらない」という指摘でした。行政と住民の間には様々な「認知のズレ」が存在し、例えば、住民の行政サービスへの期待水準が高い一方で実際のサービス内容が十分に知られていないために「なんとなく不満」が生まれること、同じ内容でも「成功率」より「失敗率」として伝えた方が強く印象に残ること（ネガティ

ビティ・バイアス)、数字や統計より具体的な一人の体験談の方が心に届きやすいこと、また一度発信した情報の効果は数週間で薄れてしまうため継続的な発信が不可欠であることなど、広報・情報発信が単なる「伝達」ではなく、心理的なバイアスを踏まえた「科学」であることを学びました。

そして、こうした認知バイアスを乗り越えるために必要なのは、①住民の元へ出向いて対話すること、②ネガティビティ・バイアスに注意しながら伝え方を工夫すること、③相手の事前の信念を踏まえて届け方を変えること、④継続して発信し続けること、の4点であるとの説明がありました。これは議会報告や行政広報にもそのまま当てはまる考え方であり、私が取り組んでいる議会広報の活動を、感覚的なものから理論的な根拠を持った取組へと深化させる大きなヒントになりました。

広報はあくまで議員活動の一側面ではありますが、今回改めて実感したのは、住民自治の担い手としての議員には、住民の声の背景にある本質的な課題を見極める力、財政や条例といった制度の仕組みを正しく理解する力、そして自らの判断や活動を住民に分かりやすく説明する力、これらすべてが一体となって求められているということです。今回の研修で得た地方自治制度、議会制度、財政、条例立案に関する知識を土台としながら、住民との対話や情報発信のあり方も含め、住民から信頼される議員としてのスタンスを今後の議会活動の中で実践していきたいと思います。

議員：巽 泰

今回の「新人議員のための地方自治の基本」研修では、地方自治制度、地方議会制度、自治体財政、条例立案及び地方議会改革について体系的に学ぶことができた。

議員として活動を始めてから約半年が経過したが、日々の議会活動や地域活動を通じて、多くの住民の皆様から様々な相談や要望をいただいている。その中で、一つひとつの課題に向き合いながらも、自分自身の知識や経験の不足を感じる場面も少なくなく、どのような形で解決につなげていくべきか悩むことも多い。

今回の研修は、地方自治や議会制度の基本を改めて学び直し、議員としての土台を築く貴重な機会となった。

第1講義では地方自治制度の基本について学び、住民自治と団体自治の考え方や地方分権改革の意義について理解を深めた。地方議員は住民の声を行政へ届ける役割を担う一方で、制度や財政上の制約を理解しながら現実的な政策提案を行う必要があることを改めて認識した。

第2講義では地方議会制度について学び、二代表制のもとで首長と議会がそれぞれ住民から直接信託を受けた存在であることを再認識した。議会の役割は単なる行政監視にとどまらず、住民意思を反映しながら自治体の方向性を示していくことにあったと感じた。

第3講義の自治体財政は、今回の研修の中でも特に印象に残った内容であった。自治体財政は単なる数字の集まりではなく、その自治体は何を重視し、どこへ資源を投入しているのかを示すものである。人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源をどのように活用するかは今後ますます重要な課題となる。予算や決算を審査する際には、事業の必要性だけでなく将来世代への影響や持続可能性についても意識しながら判断していきたい。

第4講義及び第5講義では、条例立案と政策形成について学んだ。条例演習ではSNS利用、太陽光発電設備、エンディングノート活用推進といった具体的なテーマを題材に議論を行ったが、条例は単なる

ルールづくりではなく、地域課題を解決するための政策手段であることを理解することができた。議員には課題を発見する力だけでなく、解決策を制度として形にしていく能力も求められていることを実感した。

最終講義では、これからの地方議員に期待される役割について学んだ。人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの変化など、多くの自治体が共通の課題を抱える中で、議員には住民の声を聞くだけでなく、将来を見据えた政策提案や合意形成を行うことが求められていることを学んだ。

西脇市においても、学校統合、高齢者の移動支援、地域公共交通、農業の担い手不足、人口減少対策など、多くの課題が存在している。これらの課題は一つの施策だけで解決できるものではなく、財政状況や地域の将来像を踏まえながら総合的に検討していく必要がある。

今回の研修を通じて、議員に求められるのは住民要望を行政へ伝えることだけではなく、地域課題の本質を見極め、制度や財政を理解した上で政策として提案していくことであると改めて認識した。

今後は本研修で学んだ知識を活かし、一般質問や委員会活動、予算・決算審査、地域活動などを通じて、西脇市の発展と住民福祉の向上に取り組んでいきたい。

また、本研修で得た知識や全国の自治体議員との交流を通じて得られた気付きも大切にしながら、市民の皆様の声に真摯に耳を傾け、地域課題の解決に向けて学び続ける姿勢を忘れず、西脇市の発展と住民福祉の向上に努めていきたい。

市町村議会議員研修[2日間コース]

「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」

研修報告書

研修期間	令和8年5月18日,19日
会場	JIAM(全国市町村国際文化研修所) 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号
受講者	長谷川 智春 議員 馬場 智大 議員

目次

- 1 自治体決算の意義と審査のポイント
- 2 行政評価を活用した決算審査
- 3 受講者所感

1 自治体決算の意義と審査のポイント

日時：令和8年5月18日 13:00～17:00

講師：武庫川女子大学経営学部 教授 金崎 健太郎 氏

（１）自治体決算の意義と役割

自治体の決算は、民間企業の決算とは目的が大きく異なる。民間企業の会計は、1年間でどれだけ利益が上がったかを正確に把握することを目的とし、減価償却や退職金の引当金、売掛金の処理など、収益と費用を発生した時点で計上する「発生主義」が採用されている。これに対し自治体会計の目的は利益を上げることではなく、税金を「どのように使うか」にある。その使い方を定めるのが予算であり、自治体は入ってきたお金と出ていったお金をその瞬間ごとに記録する「現金主義」を採用している。

決算は、予算で与えられた権限に基づいて実際にどのように執行されたか、税金としての効果を上げて使われ、当初の目的を達成したかどうかを確認するための資料である。決算については「修正」という手続きがなく、議会は決算全体について「認定」か「不認定」かの二択で判断することになる。不認定となった場合でも、既に執行された予算そのものを取り消すことはできず、不認定は議会としてその年度の予算執行の在り方を認めないという意思表示であり、今後の予算執行に対する強いメッセージとなる。

区分	民間企業会計	自治体会計
目的	利益の確定	予算どおりの執行確認
記帳方式	発生主義（減価償却・引当金等）	現金主義（入出金の事実）
決算の手続き	決算確定（修正不可）	認定／不認定（修正不可）

（２）出納整理期間と決算スケジュール

自治体には「出納整理期間」という独自の制度がある。これは4月・5月の2か月間を設け、前年度に属するお金の出入りを整理するための期間である。このため自治体の決算は5月末ようやく締め、その後の事務処理を経て、議会に決算書類が届くのは概ね9月以降となる。民間企

業が決算後3か月程度で結果を確定させるのに対し、自治体の決算がこれほど遅くなるのは制度上の構造的な違いによるものであり、単純に比較することは難しいという説明があった。

4月予算執行開始 → 5月末 出納閉鎖（決算確定） → 6～8月 決算事務 → 9月以降 決算審査（議会）

（３）決算書類の構成と読み方

議会に提出される決算関係資料には、決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する状況を示す書類、監査委員の意見書、主要な施策の成果を説明する書類などがある。決算書や事項別明細書は予算書と対応する形式になっており、最終的な予算額に対して実際に支出（または収入）した金額、翌年度への繰越額、そして使われなかった「不用額」が款・項・目別に整理されている。

一方、「主要な施策の成果を説明する書類」は自治体ごとに作り方の差が大きい。決算書事項別明細書は款・項・目という会計上の区分で整理されているため、目的別の事業ごとの状況を読み取りにくいという欠点があり、自治体によっては事業別・目的別に決算情報を並べ替えた独自資料を作成し、審査に活用しているところもある。

（４）歳入の見方

自治体収入の基本は税金である。税額を計算した金額を「調定額」といい、これに対して納税者から実際に支払われた金額を「収入済額」という。調定額に対する収入済額の割合が「徴収率」であり、当初の見込みに対して徴収率が上がったか下がったかは、自治体の収入見通しの精度を確認する重要なチェックポイントとなる。徴収率が100%にならない理由として、督促や差押えを行ってもなお回収できない債権が生じる。長期間にわたって回収不能な状態が続くものについては、帳簿上の債権を整理する「不納欠損」という処理が行われ、これとは別に、まだ徴収の可能性が残っているものは「滞納（収入未済額）」として翌年度以降も徴収努力が続けられる。

（５）歳出の見方

歳出についても、最終予算額に対して実際に支出した金額（支出済額）、翌年度に繰り越した金額、そして使われなかった不用額に整理される。不用額には大きく2種類あり、入札差額や効率

的な事業執行によって生じた「良い不用額」と、本来実施すべき事業が何らかの事情で実施できなかったことによる「執行できなかった不用額」が混在している。決算審査では、この不用額がどちらの性質によるものかを確認することが重要であり、特に後者については議会が認定した予算どおりの仕事がなされなかったことを意味するため、その理由を厳しく確認する必要がある。

（６）実質収支と実質単年度収支

「実質収支」とは、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越す財源を除いたものであり、その年度に実質的にどれだけの余剰（または不足）があったかを示す指標である。一方、「実質単年度収支」は、実質収支に加えて、財政調整基金への積立てや取崩し、地方債の繰上償還といった単年度の財政運営上の動きを反映させたものであり、実質収支だけでは見えない、その年度の実質的な財政状況の改善・悪化を捉える指標である。

（７）決算統計と財政状況の比較・診断

各自治体の決算は、全国で比較可能な形に組み直した「決算統計」として総務省へ報告される。これにより、自治体ごとの会計の作り方の違い（特別会計の設置の有無等）を揃えた上で、全国の自治体と比較することが可能になる。財政診断は絶対的な「良し悪し」ではなく、他の自治体との比較における相対的な特徴の把握であるという点が強調された。

具体的な活用資料として、決算統計に基づく「財政状況資料集」が挙げられる。この資料集では、人口規模等が類似する「類似団体」との比較が示されており、自分の自治体の特徴を直感的に把握しやすくなっている。財政診断の世界で頻出する「普通会計」とは、自治体ごとに異なる特別会計の設置状況を統一するために、法令上必ず設置すべき公営企業会計（水道、病院等）以外の特別会計を一般会計に合算した、統計上の仮想的な会計区分である。

（８）主要な財政指標

経常収支比率は、人件費、生活保護費、施設の維持管理に伴う光熱費など、毎年度継続的に支出される「経常的経費」が、税収等の使途が自由な「一般財源」のうちどれだけを占めているかを示す指標である。この比率が高いほど、新たな政策課題に対応するための財源的な余力が小さい

ことを意味する。近年は少子高齢化に伴う福祉関係の経常的経費の増加により、全国的にこの比率が上昇傾向にあることが説明された。

財政力指数は、自治体の「稼ぐ力」を示す指標であり、基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の数年平均で算出される。この指数が1を超える自治体は、地方交付税の交付を受けない「不交付団体」となる。財政力指数の高低のみで財政状況の良し悪しを判断することはできないという点が強調された。

指標	見るポイント
財政力指数	自治体の財政基盤（稼ぐ力）の強さ
経常収支比率	財政構造の弾力性（新規施策への余力）
実質収支比率	標準財政規模に対する実質的な収支状況
実質公債費比率	借入金返済の負担度合い
将来負担比率	将来世代への負担の見込み

（９）健全化判断比率

夕張市の財政破綻を契機として、自治体財政の健全性をより実態に近い形で把握するために「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定された。同法では、一般会計だけを見ても見えなかった特別会計や第三セクターのリスクまで連結して捉えるため、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率という4つの指標が設けられている。

これらの指標が一定の基準を超えると「早期健全化基準」、さらに超えると「財政再生基準」に該当し、財政運営の自主性が制限される。これらはあくまで国の制度として設計された相対的な目安であり、これだけをもって財政の健全性を判断するのは不十分であって、決算統計や財政状況資料集など他の資料と合わせて多角的に判断することが必要であるとの指摘があった。

（10）決算審査における議会の役割

決算審査の本来の目的は、数字そのものを細かく検証することよりも、税金が効果的に使われた

かどうかを確認することにある。歳入・歳出の執行状況だけでなく、不納欠損や不用額の内容、実質単年度収支の動向、財政状況資料集等を活用した類似団体との比較を確認し、将来の財政運営に対する視点を持って審査に当たることが議会に求められている。

2 行政評価を活用した決算審査

日時：令和8年5月19日 9:25～15:00

講師：京都大学公共政策大学院 名誉フェロー・京都産業大学法学部 客員教授 小西 敦氏

（1）議会と行政評価の制度的な位置づけ

令和5年の地方自治法改正では、地方議会の役割や議員の責務の明確化が行われた。これは全く新しい権限が付与されたというよりも、これまで実質的に行われていた活動を法律上明確に位置づけたという意味合いが大きい。背景として、令和2年の最高裁大法廷判決が紹介された。従来、出席停止のように除名より軽い処分は議会の自律的な判断に委ねられ、司法審査の対象にならないとされてきたが、この判例が大法廷判決によって変更され、議会に出席し、発言し、表決を行うことは議員の権利であると同時に、住民自治の実現にとって必要不可欠なものであるとの考え方が明確に示された。

行政評価を決算審査にいかに関与するかという議論も、まさにこの「議会に出席し発言する」という議員の本質的な責務を、より充実したものにするための材料として位置づけられる。

（2）行政評価の3つの目的・類型

行政評価の機能・目的は様々な整理が可能であるが、大きく次の3つの類型に分けて説明された。

類型	内容
自治体の全般的な評価	教育分野など個別分野ではなく、自治体全体の取組を対象とする評価
個別の事務事業・政策評価	事務事業・政策単位で必要性・効率性・有効性等を評価するもの
地方創生関連の評価	総合戦略等に基づき、国の補助金・交付金制度の要件として求められる評価

行政評価に関する全般的な強制力のある法律は存在せず、実施するか否か、どのような制度を設計するかは各自治体の自由である点が強調された。

（３）国の政策評価法の枠組みと自己評価原則

国の制度として「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）が紹介された。同法は政策の効果を「国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」、すなわちアウトカム・インパクトとして捉えることを明確にしており、評価の観点としては必要性・効率性・有効性が主に位置づけられている。また、政策評価法は行政機関による自己評価を原則としている。これは国会という国権の最高機関が法律によって定めた制度であり、自己評価であることをもって直ちに不十分であるとは言えないという考え方が示された。

決算審査において議員が政策を問う際の観点として、必要性（なぜこの政策が必要なのか）、効率性（投じた費用に対して得られた効果は適切か）、有効性（目的に対して実際の効果はどうだったか）という３つの基本的な視点が、議会での質疑の組み立てにそのまま応用できる観点として紹介された。

（４）地方創生関連評価とロジックモデル・KPI

地方創生に関する国の補助金・交付金制度では、法律上の義務ではなく、補助金等の交付要件として、PDCA サイクルや KPI（重要業績評価指標）の設定が求められている。最終的な成果（国民・住民への影響）であるインパクト、そこに至るアウトカム、そしてアウトプットを段階的に整理する「ロジックモデル」の整備が求められており、近年はその重点化・簡素化が進められていることが紹介された。

インプット（予算・人員） → アウトプット（活動量） → アウトカム（住民への効果） → インパクト
(社会的影響)

仮に「行政評価をやっていない」と答弁する自治体であっても、地方創生関連の取組については実質的に評価に類する作業（KPI 設定・実績報告）を行っている可能性が高く、議員はその点を確認する視点を持つことが有効であるとの考えが示された。

（５）議会基本条例による評価の位置づけ

議会基本条例の中で、議会自身が政策評価・該当性評価を行う旨を明記している例が紹介された。条例の作り方には大きく２つの方向性があり、評価のためだけに個別の条例を制定する方式と、議会基本条例や行政基本条例といった既存の条例の中に評価の仕組みを盛り込む方式がある。前者は評価目的に特化している分、議論の対象が分かりやすく批判を受けやすい一方、後者は幅広い内容を含むため評価部分だけを取り出して議論するのが難しくなる面があるとの考えが示された。条例の規模や議会の規模そのものは制度の実効性を左右する決定的な要因ではなく、議会内のコンセンサスの形成が重要であるとの指摘があった。

（６）藤枝市議会の事例：決算特別委員会と政策評価の連携

藤枝市議会の事例では、決算特別委員会と政策評価の取組を連携させている点が特色として紹介された。決算特別委員会では、決算審査の中で特に重点的に評価すべき事業を抽出し、事業の必要性・効率性・有効性といった観点から検証を行っている。

具体的には、決算審査を経て評価対象事業を選定し、９月議会において通常の決算審査と併せて事業評価を実施する。その後、評価結果を踏まえたレポートを作成し、執行機関へ提言として提出する。さらに、その提言内容が翌年度の予算にどのように反映されたのかを予算審査の段階で確認するという、

決算特別委員会（評価・抽出）→ 評価レポート提出 →

予算審査（反映状況の確認）→ 次年度決算審査

という継続的なサイクルが構築されている。

また、評価の対象については、政策・事務事業そのものを議会が評価する方法と、行政機関が作成した評価書を議会が確認・検証する方法の両方があることが示された。行政評価の制度導入自体が目的ではなく、議会が政策の成果や課題を把握し、次の政策形成や予算審査につなげていくことが重要であるとの説明があった。

この講義後の討議・演習では、各班に分かれ、「議会と行政評価の関係について、地方議会の標準型を作るとしたらどのような仕組みにすべきか」というテーマでグループ討議を行った。藤枝市議会の「事業評価・決算審査用調書」を参考にしながら、決算審査においてどのような視点で事業を評価し、その結果をどのように行政運営へ反映させるべきかについて意見交換を行った。

討議では、多くの班から、決算審査で明らかになった課題や評価結果を翌年度予算へつなげる

「決算・評価・予算」の循環型の仕組みが重要であるとの意見が出された。一方で、評価制度を導入するだけでなく、何を評価するのか、評価結果をどのように政策改善につなげるのかという目的の共有が必要であるとの課題も確認された。

また、市議会における評価的な取り組みについては、自治体の規模そのものが障壁になるわけではなく、議会内での共通認識や運用方法の工夫が重要であるとの考えが示された。

（７）地方議会の憲法上の位置づけ

講師は、日本国憲法第 93 条が「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と定めていることを取り上げ、地方議会は単なる法律上の機関ではなく、憲法によって設置が予定された機関であるという点を強調した。この憲法上の地位の重みを踏まえ、議会には行政に対する直接的な民主的統制を担う役割があるとの考えが示された。

あわせて、議員が政策提言を行うことについて、「議員は選挙によって選出された住民の代表であり、その議員が政策的な意見を述べることは極めて重要である」との考えが強調された。議会の活動実績（アウトプット）を住民に分かりやすく伝えていくことの重要性も指摘され、住民アンケート等を通じて議会の活動成果を住民の意見に基づいて検証していくことも、行政評価的な手法の一環として活用できるとされた。

（８）行政評価は目的のための手段である

最後に、講師は「行政評価はあくまで手段であり、各自治体が判断すればよい」との考えを示した。議会が行政評価を活用して自ら審議に役立てることもできるし、既存の地方創生関連のデータ等、評価に類する既存の資料を活用することで、専用の評価制度がなくても実質的な評価的議

論を行うことは可能であるとされた。具体的な活用資料としては、財政状況資料集のような、近年整備された分かりやすい資料を積極的に活用することが推奨された。それぞれの議会・自治体には個別の特性や状況があり、画一的な正解はないため、各議会がそれぞれの実情に応じた形で行政評価の活用に取り組んでいくことが重要であると締めくくられた。

3 受講者所感

議員：馬場 智大

今回の2日間の研修を通じて、これまで感覚的に捉えていた決算審査の視点を、理論的な裏付けをもって整理し直す貴重な機会となりました。特に、自治体決算が民間企業の決算とは目的そのものが異なり、「利益の確定」ではなく「予算どおりの執行確認」にあるという原点を改めて認識できたことは大きな収穫でした。また、不用額には、入札差額や効率的な事業執行によって生じる「良い不用額」と、本来実施すべき事業が何らかの事情で実施できなかったことによる「執行できなかった不用額」の2種類があり、金額だけを見てもその性質は判断できないという説明も、これまで見落としていた視点でした。今後の決算審査では、単に数字の増減を追うのではなく、不用額の一つひとつがどちらの性質によるものかを確認し、特に後者については議会が認定した予算どおりの仕事が行なわれなかったことを意味するため、その理由を厳しく確認する姿勢で臨みたいと思います。

2日目の行政評価に関する講義では、決算審査と行政評価を切り離して考えるのではなく、両者を「決算・評価・予算」の循環型の仕組みとして連携させることの重要性を学びました。ワークショップでは、決算特別委員会での評価対象事業の抽出から翌年度予算への反映確認までを一連のサイクルとして構築している藤枝市議会の事例を題材に、実際の議論の進め方を体験することができ、大きな刺激になりました。専用の評価制度を新設せずとも、既存の決算審査の枠組みの中に評価の視点を組み込むことは、規模の大小を問わずどの議会でも実践できると感じました。

また、地方議会が憲法第93条によって設置が予定された機関であるという指摘や、令和2年の最高裁大法廷判決により議会に出席し発言し表決を行うことが議員の権利であり、根拠であると同時に住民自治の実現に不可欠であると明確に示されたことは、決算審査に臨む姿勢そのものを見つめ直す契機となりました。決算の認定・不認定の判断は単なる事務的な確認作業ではなく、この憲法上の位置づけと判例の趣旨を踏まえた、住民を代表する議員としての重い責務であることを常に意識し、財政状況資料集等を活用した類似団体との比較や、事業ごとの必要性・効率性・有効性の検証を通じて、今後の決算審査に臨んでいきたいと思っています。

なお、本研修の主題からはやや離れますが、グループ討議の場では他の自治体の議員の皆様と直接意見交換ができたことも大きな収穫でした。参加者には6期、4期といった経験豊富な議員も多く、損得や利害関係を離れて政策に向き合う先輩議員としてのあり方に触れられたことは、大変刺激になりました。今後の議員活動においても、こうした姿勢を一つの手本として参考にしていきたいと思います。

議員：長谷川 智春

今回の研修では、「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」をテーマに、決算審査の考え方や行政評価の活用について学びました。私は議員になってまだ半年余りであり、決算や財政について十分な知識がないまま研修に参加しましたが、今回の研修を通して、決算審査が議会にとって非常に重要な役割を担っていることを改めて実感しました。

これまで決算は、予算どおりに執行されたかを確認するものという程度の認識でした。しかし講義では、決算審査は単に数字を確認するだけではなく、市民からお預かりした税金がどのような成果につながったのか、事業が本来の目的を達成できたのかを検証する機会であることを学びました。また、不用額や不納欠損、経常収支比率などの財政指標についても、それぞれの数字だけを見るのではなく、その背景や理由を理解することが重要であることを知りました。

特に印象に残ったのは、行政評価における「必要性」「効率性」「有効性」という3つの視点です。議員として質問や提案を行う際には、事業が必要であったのか、限られた財源を有効に活用できたのか、そして市民サービスの向上につながったのかという視点を持つことが重要であると感じました。これらの考え方は、決算審査だけでなく、一般質問や政策提言を行う際にも大いに役立つものだと思います。

また、グループ討議では全国の議員の皆さんと意見交換を行い、それぞれの自治体が抱える課題や取組を知ることができました。今回の研修は新人議員だけではなく、議長経験者やベテラン議員の方が多かったので、自治体の規模や地域性は異なりますが、多くの学びと刺激を受けました。一方で、自分自身の知識や経験不足も痛感し、日頃から決算書や財政状況資料集などに目を通し、継続して学び続けることの大切さを改めて感じました。

今回の研修を通して、議会の役割は行政を批判することではなく、行政評価や決算審査を通じて課題を見つけ、より良い政策や予算につなげていくことであると学びました。新人議員としてまだ学ぶべきことは多くありますが、今回得た知識を決算審査や一般質問、日々の議員活動に生かし、市民の皆様の声を行政へ届けるとともに、根拠を持って提案できる議員を目指して努力を重ねていきたいと思います。